

様式第2号（第8条関係）

令和4年度 第2回いじめ等対策委員会会議録（要点録）

令和5年2月3日作成

会議の名称	令和4年度 第2回島本町いじめ等対策委員会		
会議の開催日時	令和5年1月30日（月）午後2時～3時50分		
会議の開催場所	島本町役場 3階 委員会室	公開の可否	可・ <input checked="" type="checkbox"/> 一部不可 <sup>○</sup> ・ 不可
事務局（担当課）	教育こども部 教育推進課	傍聴者数	3名
非公開の理由（非公開（会議の一部非公開を含む。）の場合）	島本町情報公開条例第5条		
出席委員	(いじめ等対策委員) 室谷委員、宮本委員、飯田委員、三浦委員、大松委員 (教育委員会事務局) 中村教育長、佐々木教育推進課長、森参事		
会議の議題	1 令和4年度島本町におけるいじめの現状と取り組みについて 2 いじめ事象の報告と検証について 3 その他		
配布資料	別添のとおり		
審議の内容	別紙のとおり		

## 令和4年度 第2回島本町いじめ等対策委員会の要点録

日 時 令和5年1月30日（月） 午後2時～3時50分  
場 所 島本町役場3階 委員会室  
出席委員 室谷 光一郎委員長、宮本 武志副委員長、飯田 享子委員、  
三浦 潤子委員、大松 美輪委員  
事務局 中村 りか教育長、佐々木 淳平教育推進課長、  
森 悠介教育推進課参事（庶務）

開 会

案 件

### 1 令和4年度島本町におけるいじめの現状と取り組みについて （事務局）

○いじめの現状について、資料1に沿って説明。

- ・島本町の令和4年度におけるいじめの認知件数は、令和4年12月末時点において、小学校17件、中学校3件であり、昨年度からは増加傾向にある。いじめ調査の目的は、いじめで苦しむ児童生徒を早期に見付け、解決していくためであり、認知件数の多い、少ないにかかわらず、いじめで苦しむ児童生徒を救うために、迅速かつ適切に、解決に導いていくことが重要である。
- ・いじめが解消した件数は、令和4年12月末時点において小学校11件、中学校3件で、小学校6件は、現在も解消に向けて見守り中である。
- ・令和4年度はいじめ事案の態様は、小学校では「冷やかしからい等の悪口」と「遊ぶふりをしてぶつかられたり、叩かれたり」が多く、その他には「嫌なことや恥ずかしいことをされたり、させられたり」、「仲間はずれ」、「遊びの中での一人ねらい」、「ひどくたたかれる」等もあった。事案のほとんどが休み時間や放課後・下校時に発生している。中学校では、3件の事案全てが「冷やかしからい等の悪口」であった。
- ・いじめ発見のきっかけについては「保護者からの訴え」が最も多く、小中合わせて14件あり、その他は、被害児童生徒本人からの訴え3件、被害児童の友人から1件、教員の発見が2件あった。
- ・認知件数が多いことは、教職員の目が届いている証であるため、積極的に認知し、早期対応することが重要である。いじめのシグナルが入ったときには、いじめ対策会議を迅速に開催し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携しながら、組織的に対応する。解決への過程において、いじめ事象をその被害・加害の当該児童生徒だけの課題にとどめず、学級・学年、学校全体に返ししながら、再発防止につなげることが重要である。

(意見交流)

- ・学級担任や支援学級担任が発見した事案が2件ある。子どもたちにとって身近な教員が気付けることは、とても重要である。

(事務局)

○令和4年度における課題と検証について、資料1に沿って説明。

- ・いじめ事案への初期対応に関する4点及びいじめの定義と構造に対する共通理解に関する2点の課題について、それぞれの検証結果を説明。

○課題を踏まえた今後の取組について、資料1に沿って説明。

- ・今年度の課題と検証を踏まえ、大きく3点の取組を説明。

(意見交流)

- ・島本町の状況把握のために、全国や大阪府との比較ができると良い。
- ・(1)ウについて、「関係修復につながらない」という課題は、本人と保護者に寄り添いながら「再発防止に努める」と考えて取り組むべきである。
- ・(1)エについて、学校と教育委員会が迅速な情報共有を行うことで、いじめ重大事態への発展を防ぐことや、事案に関わる保護者が直接教育委員会へ相談に来られた際の適切な対応等につなげることができる。
- ・事案の初期対応を適切に行うためには、学校と教育委員会が、事実に基づいた状況把握に努めていくことが重要である。
- ・教育委員会に迅速な報告を行うための新たな仕組みを構築することも、今後検討していく。
- ・3(1)「いじめ予防授業」については、小学校高学年～中学生は、いじめリーフレットを活用した授業を行い、いじめをなくすために自分は何ができるかを考えていく。低学年では、具体的な事例や読み物教材等を活用した授業を行っている。
- ・3(2)「校内研修」については、年度初めに、いじめの定義の説明やいじめ事例を基に考える教職員研修を実施している。また、夏休み等に専門家による講演会を実施している学校もある。
- ・3(3)「包括的な取組」については、年間を通して、児童生徒の自己有用感を高め、安心して学校生活を送れるような学級・学校づくりに努めている。具体的には、「児童のすてきな1枚」という取組や「もちあじワーク」等がある。
- ・今後に向けて重要なのは、どのような言動がいじめに当たるのか、保護者も含めて共通理解を図ることである。また、いじめ事案には、加害者と被害者に加えて傍観者がいること、力関係があること等、いじめの構造やその対応の方法等についても周知していくことで、いじめ発生時に、いかに対応するかが重要である。

2 いじめ事象の報告と検証について

(委員長)

- ・事務局から説明を願う。

(事務局)

- ・いじめ事象について、報告。

(意見交流)

- ・報告内容について、検証と意見交流。

3 その他

(事務局)

- 資料5について、報告と説明。

閉 会